

下げを受けてまだ手を加えないうちに
換取されたという例があるのでござい
ます。そういう場合におきましては、
これは委託加工の場合と実質上何ら変
りはないということで、この法律にお
きましては、軍需業者がそういった場
合所有権を一応形式的には持つており
ますが、その軍需業者には返還しない
で、国に帰属させる、こういう措置を
とることにいたしておるのでございま
す。

○石野委員 民間の所有で今返還を受
ける対象になる四十四億の中に、そ
うした払い下げをしたものはどのくら
いあつて、しかも、払い下げの売買契約
が成立して入つておるものと、それか
ら、もうこの四十四億の中には、その
払い下げのいろいろな契約が成立しな
いで、保有がまだ軍なり政府にあつた
というものは、全然除かれておるの
か。その二つの点を一つはつきりして
いただきたい。

○賀屋政府委員 先ほど申しました四
十四億の民間に返ると予想されます分
の中には、ただいま申し上げました分
は入つておりません。ただ、国から払
い下げたものは全然ないかと申しまし
と、たとえば歯科医が持つておりました
金でありますとか、そういったものは
若干あると思うのでございしますが、
その点は明確に数量をあげることで
きません。これは当然民間に返ること
になるかと思ひます。

○石野委員 政府が払い下げをして民
間の所屬になつてゐるものが若干ある
が、その数量は明確でないということ
でありますけれども、しかしその数量
は四十四億の中でどの程度におよそな
りましょうか。

○賀屋政府委員 民間に返ります分は
法人で約三十九億、個人が約二億でござ
います。これらの業種別の内訳を見ま
すと、貴金属の売買加工業であります
とか、あるいは鋳造業、電気機械工業、
その他写真でありますとか、いろいろ
あるのでございします。これの中には
いわゆる軍需業者というものは除かれ
ておるのでございまして、ほとんど払
い下げを受けたというものはなくて、
前から持つておつたものと推定される
のでございします。個人につきまして
は、先ほど申しました医者であります
とか、あるいは貴金属の売買加工業、
あるいは機械の製造修理業といったも
のでございまして、やはり前から業務
用を持つておつたものと推定されるの
でございします。若干医師、歯科医師等
は、当時の貴金属の統制からいたしま
して、政府から合法的に払い下げを受
けておつたようではございします。そ
ういったものが手元にあつて換取され
たというものが含まれておると思ひので
ございしますが、これはごくわずかで
あるというふうに存じております。

○石野委員 法人の場合でも、個人の
場合でも、現在返還を受ける四十四億
の中には、政府の払い下げで本人の所
屬に歸しておるものというものはごくわ
ずかだということではございしますが、
これは、ごくわずかという抽象的な問
題だけでは、私どもとしてはなかなか
考へがはつきり出てこないわけでは
ございします。その数は大体政府の方の書類
を調査すればおわかりになつてくる
と思ひますが、四十四億の中で何割程度
くらいのものでございするようになりま
しょうか。

○賀屋政府委員 この四十四億という
推定をいたしました根拠は、昭和二十
七年に換取貴金属等の数量等の報告に
関する法律という法律を施行いたしま
して、これに基づきまして被換取者から
換取された貴金属の数量、種類そ
れから換取当時の経緯といったような
ものを報告をとりまして、その報告に
基きまして、現在政府が保管してあり
ます連合司令部から引き継ぎを受け
ました換取貴金属と対比をいたしまし
て、そうして一定の推定を加えて、こ
の四十四億というのを出したわけで
ございします。この法律に基づきまして換取さ
れた方々の報告の中には、そうい
う払い下げを受けたといったものはな
いのでございまして、従いまして、こ
の中には、先ほど申しましたような医
師が持つておりましたものも若干ある
という推定の程度でございまして、先
ほど申しました軍需業者等に形式的に
は所有権はあるが、この法律の二十条
によりまして国に帰属させるという分
は、この四十四億のほかに、政府に帰
属いたします交易官団の分等、いわゆ
る回収された貴金属がまだ軍需目的に
使われないうちに換取されたものの
をいたしまして百十四億を推定いたし
ております。この中に今申しました分
があるわけではございまして、これも数
字的にはつきりいたしません、一応
四億程度という推定をいたしておりま
す。それは政府に帰属いたします交易
官団等の分の百十四億の方に含まれて
おるのでございまして、民間の分はそ
れには含んでおらないのでございま
す。しかれば全然払い下げたものは
ないかといわれますと、歯科医等の
持つております貴金属とか、そういう
ものが若干あるというふうに推定をい

たしておるわけではございします。
○石野委員 四十四億というこの民間
所有者に返還するといふ金額は、今の
局長の御答弁から推察いたしますと、
ほとんど政府が民間から強制供出
をさせた貴金属を払い下げたものはな
いのだ、ほとんどのものはもう戦争中
に所持しておつて、戦後依然として所
持しておつたものだ、こういうふう
に見てよろしいわけですか。

○賀屋政府委員 私どもそのように考
えておるわけではございします。
○石野委員 民間所有者の中で、たと
えば清算法人とか閉鎖機関等に返還す
べきものがございしますが、こういうも
のを政府としてはこの清算機関とかあ
るいは閉鎖機関等に渡した場合に、そ
の金額はどういうふうな処理され、ま
たどういふふうな人々に帰属するかと
考へになつておりますか。

○賀屋政府委員 御指摘の通り、今回
の法律が施行されました閉鎖機関に返
還される分が相当あるわけではござい
ますが、閉鎖機関の場合もすでに特殊清
算を完了したしておりします分もありま
すし、まだ清算を完了しないので、この
法案の通過を、従つて換取貴金属の返
還されるのを待つておるものもあるわ
けでございします。いずれにいたしまし
ても、これが返還されますれば、整理
が完了しておらない場合におきまして
は、最後の弁済等に充てまして、なお
残ればこれは当然出資者に返る、それ
から、清算を完了したしております場
合におきまして、それぞれのもとの
出資者に追加して返される、こういう
ことにならうかと思ひます。

○久保田(鶴)委員 ちよつと関連して
伺いますが、先ほど、局長は、法人と
個人と両方に分けて四十四億になると
おっしゃつた。もう一べん、法人はな
んぼ、個人はなんぼか言つて下さい。
○賀屋政府委員 法人に対して返還さ
れます分として約三十九億、個人に返
還されます分が約二億、この両者を合
せて四十一億でございしますが、日本銀
行が戦時中に売り戻し条件付で民間か
ら買い上げました貴金属が約三億ござ
います。これはその当時の契約によつ
て当然民間に売り戻す契約上の義務が
あるわけではあります。この三億の追加
を加へまして、合計四十四億という推
定をいたしております。

○久保田(鶴)委員 もう一つ答えても
らいたいのですが、法人は何といふ会
社、個人はどういふ人に返すか、これ
をべん報告して下さい。
○山中政府委員 個人の財産に関する
件でもありますが、参議院の審議に
おきましては秘密会の取扱ひをもつて
答弁いたしておりますから、秘密会の
取扱ひではないかがでしうか。

○久保田(鶴)委員 これは、ここで
法案を審議して、しかも四十四億を
返してやるというふうなことににつ
いて、それが公けに発言できないとい
う、そんなことではここでまじめに審
議はできない。私はいつも申し上げな
れませんが、もともと返して上げなけ
ばならない人に返されたい。いいです
か。金の帯どめとか、かんざしとか、
時計の側とか、あるいは指輪とかい
うようなものを、戦争に勝つためにい
うようなことで国民に出された。それ
が金の延べ棒になつてしまつた。そ
うの四十四億を返すというが、ほん
とくに返してやらない、返してやらな

てもいい人に返そうというのがこの法案だ。返してやらなくてもいい人に返すのだから、われわれは、国民の代表として、どういふ人に返すのかということをごきりしておかなければならない。それを答えてもらいたい。それを答えてもらえなければ審議できません。

○早川委員長 お諮りいたします。国会法第五十二条第二項の規定により、これより秘密会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

それでは、傍聴人の方々と及び関係政府当局以外の政府当局は御退席をお願いいたします。

〔午前十一時三十九分秘密会に入る〕

○早川委員長 この際、審査の便宜上、秘密を要しますので、速記をとらず懇談に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、これより懇談に入ります。

〔午前十一時四十分懇談会に入る〕

〔午前十一時五十八分懇談会を終る〕

○早川委員長 これにて懇談を終了いたします。

〔午前十一時五十九分秘密会を終る〕

○早川委員長 秘密会を解き、本委員会を開いたします。

久保田委員

○久保田(鶴)委員 それでは、大体、秘密会で発表されました方々、この人たちに返されますのについて、どういふような場所、どういふような会議等でおきめになつて返すようにされたかというのを伺いたい。

○賀屋政府委員 先ほど秘密会で申し上げました数量は、先ほど申し上げましたように、昭和二十七年、接収貴金属等の数量等に関する報告という法律を施行いたしました、それに基づきまして、被接収者から、どのような貴金属を、いつ、どこで接収されたかということの報告を徴したわけでございます。それに基づきまして、大きい順番に二十五を申し上げたのでございまして、これがそつくりそのまゝの数量が今度返還されるには限らないわけでございます。一応報告でございますので、もちろん有力な参考資料でございますが、今度法律が通りますれば、そのみによりますんで、接収されしときの領収証でありますとか、いろいろな証書類を出していただきます。そしてまた、日本政府の方でも、連合国司令部が管理しておりました時代のCPCの記録を引き継いでおりますので、その記録等ともよく照合いたしまして、そして現物が被接収者の報告とびつたりと合うというものは、そのまゝ返し得るわけでございますが、御承知のように、占領軍が管理中に溶

解等いたしましたして、形の変つてゐるものもあるわけでありまして。そういうものは、一定の方法によつて、この法律の規定に従ひまして、はつきりしてゐる程度によつて按分してお返しするといふことになるわけでございます。それから、それらの一々の書類はすべて法案に規定しております接収貴金属等処理審議会に付議いたしまして、それによつて処理するといふことにいたしておるわけでございます。

○久保田(鶴)委員 接収貴金属ですから、接収されますまで、この人たちは戦争兵器を生産していた人であるとか、あるいはそんなことを何にもしておらなかった人であるとか、その点お調べになりましたか。

○賀屋政府委員 先ほど申しましたように、業種はわからないようでございます。中には兵器の下請等をやつておつた業種もあるように見ております。

○久保田(鶴)委員 ようでありますといふたよりない答弁を局長はされておるが、ようでありますといふようなたよりないことで、われわれ真剣に審議はできないのです。

そこで、私は特に申し上げておきたいと思ひますが、戦争中に各府県等において武徳殿といふものがございまして、これは、みんな、その地方の財源で、寄付その他によつて戦争中建てたものである。それをまた返してない。これを今地方で使つておるが、国有財産として家賃を取つてゐる。そんなことをはつておいて、なぜこれを返すかといふことの問題、もう一つは、これを賠償に充てたんだといふような話がありました。もしも賠償に

充てられておつたら、これはどうするか。こゝういふ問題がある。賠償に充てられておつても、これは接収貴金属として返すのか、そゝういふようなことをどう考えられてこれを返すようにされたのか、その点を明らかにしてもらいたい。

○賀屋政府委員 武徳殿のお話が出ましたが、あれは戦時中、軍国主義的なと申しますか、そゝういふ作業をしておつたといふことで、いわゆる解散団体といふことで、司令部の指令によりまして強制的に解散を命ぜられた。そしてその持つておりました財産を国に没収する、こゝういふことになつたわけでございます。占領中でありましたので、超憲法的な力でもつて国に所有権を移してしまつたわけでございます。従ひまして、今日においても引き続きその法律關係をそのまま認めまして、財産は国の所有でございますので、それをお使いになるときは、貸し付けてお金をいただくといふことになつておるわけでございます。ところが、この接収貴金属は、そのような没収と申しますか、所有権を国に帰属せよといふ指令は一度も占領中に日本政府は受け取つておらないのであります。その他の、あるいは賠償に充てろといふような指令も受け取つておらないわけでございます。それどころか、講和の発効とともに、これは日本政府に返して参りました。そして、返すときの覚書にも、それぞれの民間の所有者に返還する計画を立ててよろしい、こゝういふ指令をつけて返したわけでございます。従ひまして、これは国に帰属させるといふ理屈は合いませんで、もともと個人の持つておりました

ものでございまして、憲法の所有権の尊重という建前から、これをもとの所有者に返そうといふこととございまして、全然ケースが違つたわけでございます。

それから、もしこの接収貴金属等が賠償に充てられておつたとしたらどうかという御質問でございますが、これは仮定の問題でございますので、こゝで御答弁いたすのはいかがかと思ひますが、賠償といふものは一つの方として責任を負担すべきものでございまして、それをたまたま接収貴金属を持つておつた人たちに限つて負担を負わせるといふことは、どうも合理的じゃございませんので、やはりこの場合には、現物が返りませんで賠償に充てられたと認めれば、その所有権を持つておつたと認められる人々に、今度は金銭でもつて補償するといふような措置がとられたのではなからうか、これは私の推定でございますが、そゝういふに感じるのでございまして。

○久保田(鶴)委員 武徳殿とか、あるいは賠償に充てられたらどうかとか、私はそれに対する答弁を求めようとは思つていない。それは答弁してもらわなくてもよろしゅうございまして。そゝういふ問題があるのに、この問題をどうして出したかといふことを私は聞いておるのであります。それはそれでいいですが、そゝういふことから、今お答えになりました没収といふこと、これは接収貴金属等に対しまして、戦争が済んで一年以内に届け出た人、要するに、受け取りがありましたも、それを届け出られた人だけに對してこれを返す、一年以後届け出られた人があつてもそ

これは没収ということになる。そういうことをお調べになりましたか。隠匿蔵物資当時から私はこの問題をいろいろ調べてきた。その後においていいかげんなことをでつち上げた。その当時の書類からいところだけ抜き取った、ほんとうにでたための書類です。この間正示さんに聞いても、その通りですと言っておる。その資料に基いて四十億返してくれ。当時は足立さんが政務次官だったから、足立さんはよく御存じです。だから私はこの問題はくさいと言ふんだ。四十四億という金額を、ほんとうに出した人に返さずして——兵器を生産しておる人でありましたら、これは国民から集めた金で、あるいは空軍、陸軍、海軍の兵器生産に投じていた分がある。そこで戦争が済んだ。済んだというが、それを接収貴金属と言っているが、その当時の会社はページにかかっている。その当時の重役もページにかかっている。そんなものは返す必要はない。それを今ごろいいかげんに、あなたが前の資料からいところだけひっこ抜いてこんな資料を出してきて、今日までもめておる。特にこの問題については、五項目にわたって行政監察委員会に本院に報告して、満場一致で可決され、承認された問題で、また大蔵委員会でも、四十四億だけ返してやるんだというふうなことで、本院の決議を無視して審議されている。私はそういうところに大きな疑問がある。そういう点から突っ込んでいって先ほど尋ねましたら、あなた方は公開はできないと言ふ。非公開でなければ報告ができないよりなでたら

めなことなんです。でなかったら公開したらい。その非公開にしてくれというのがくさい。それをほつきりなくちやいかぬということなんです。ほんとうに正しく返してやる人たちがあるといふのなら、公開したらいじやないですか。なぜ非公開にしないか。非公開にする必要はございません。そのくさい点をくさいように明らかにして、委員会を通すものなら通したい。それをきよは質疑を打ち切つて通そうというよりなことは、委員長それは無理です。

私がこの問題についていろいろ尋ねて参ります。なにかからいろいろ尋ねて参ります。と、切りがございせん。しかし、関連質問でございせんから、石野君がやられまして、そのあとで私はまた聞くことにいたしますが、今申しましたよりなことにつきまして、局長わかつていますか。あなた方が振つたつてだめです。石野君が聞いてまして、間違つておつたら、私はここで聞いておりますから、また関連質問で聞きます。

○石野委員 今秘密会で法人と個人について返還するべきものの順位二十位までを一応お聞きしましたが、法人の中には当時軍管理工場とかその監督下にあった工場が相当あるように、この名前を見ても承知いたします。私もこの会社には相当出入りしたことがあつた。あるものがたくさんある。しかもこの中に相当大きな金額があるわけでございます。もちろんこれは会社自体が持つていたものもありまして、よくいけば、相当程度は、管理工場等の関係から、払い下げ等に関連するもの、ある

いは支給材料というふうな問題との関連性もあるのじやないかというふうに思われるわけなんです。特に、戦争中に回収された貴金属は、ほとんど電波兵器とか航空兵器として使われました。その当時会社としてはなかなか自分の手では材料を手でできないという関係で、ほとんど軍がその仲介をし、あるいは官給材料として支給しておつたと思ひます。従つて、私は、この秘密会で発表されたものの中で、特に軍管理工場であつたものが幾つあつたかというところを、ここで管財局長から一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○質屋政府委員 法人の中で軍管理工場が幾つあつたかという調べはただいま手元にございせん。で、残念ながらお答えできませんが、軍の仕事をしておつたと推定されますよりな会社があることは確かでございます。しかしながら、それが持つておりました経理等は、これから、当事者の出しました報告、それから今度の法律が通りまして出します返還請求書等をよく審議いたしまして、審議会におきまして衆知を集めて決定し、これは二十条に該当するものであるとか、これは軍需業者が持つておつたといふ、正式に所有権を認められておつたものであるというよりな点を判定いたしまして、返すことになるわけでございます。先ほど秘密会で申し上げましたのは、一応当事者の報告を基礎といたしまして、大きなものを二十申し上げたわけでございます。これは民間に返る分として三十九億の中に入れておるわけでございますが、これはあくまでも一応の推定にすぎないというところを御承知おき願ひたいと思ひます。

○石野委員 私が今お聞きしたのは、さつきあげられた二十の法人の中で、どれだけのものが軍管理工場になつておつたかということですが、今資料がないと言ふけれども、これはじきわかれることだと思ひます。ぜひ一つお調べの上、この委員会で御発表願ひたいと思ひます。

こういふように貴金属を返還するという問題について、特に私どもがなぜそういうことを聞くかといふと、先ほど、管財局長は、大体払い下げの物資なんというものは、これらのものの中にはほとんど入つていないんだ、届け出たそれぞれの法人ないし個人の本来の所有に帰するものだという推定なんだということでありまして、われわれは、そういうことについて、当時の事情などから見ると、相当程度国家が供出をして、それらのものを隠して持つていた者があつた、そういう推定を持つておるわけなんです。その場合に、一方では戦争が終つた後に占領軍が来て接収されるような対象のようない状態でおつたから、こういう問題が出ておるわけですが、当時戦争中に強制供出をいられた人々に対しては、政府は一顧だに与へていないわけなんです。接収貴金属を返還するに当たつては、憲法に明示する所有権を尊重するといふ立場からだといつて、戦争中に強制供出をして、本人はいやだけれども、当時の事情から供出せざるを得ないやうになつて供出した者、それに対して若干の対価を与へたものもあるし、与へないものもあると思ひます。それらの者に対しては、憲法上正当に考へてやらなければならぬ私有権の問題がほとんど考慮されていません。そ

ういうよりなことを考えますと、接収貴金属というものは、実際的に申せば、戦争中に供出さるべきはずであつたものが供出されなかつたのです。実を言ふと、自分が私有しておつたのです。法人の場合は事業のために必要だといふ、あるいはまた個人の都合、さつき出した二十人の人々にあつても、これらのものは当時供出を強制された物件の中に入つておつたものがみなそうなんです。この金額とこの品名は。だから、当時戦争に、ほんとうにまじめに国の要請にこたへておれば、これらのものは供出されておるべきはずのものです。ごくわずかしが持つていない人々も、当時は供出してしまつたのです。この人たちは、当時は政府の要請には全く不誠実に、むしろそれに非協力の態度をとつた。だから、占領軍が来た後に、たまたま持つておるといふので接収の対象になつたのです。当時政府の要請に對してきわめて非協力的であつた者に対して、今日最も有利な態勢でこれをかばつてやる。しかも、これは憲法のいう私有権の立場でかばうのだというわけなんです。私たちは戦争そのものには反対です。しかし、政府のやることについて国民が協力をしられていたときに、ある人はまじめに協力し、ある人は非常に巧妙に非協力の態度をとつてそれらの財を隠匿した。そして戦後にそれが出てきた。出てきたものに対して、政府は、憲法の私有権という立場からそれを守るといふ態度をとられ、これはきわめて不公平な処置の仕方だと思ひます。こういふ問題をもつと政府が考えなかつたら、国民は承知しません。これは、先ほど久保田委員からも言われたやうに、当時戦争

が終つた後一年の間に届出をしたものと、一年後に届出がでなかつたものとの差別というものが、いろいろ混乱しておつた。それらのものが、いろいろ不明朗な中で、こういう状態にあつたのだということを言われておりますが、当時のいろいろな事情から考えますと、まじめな者が損をして、ふまじめな者がかばわれるというような法律を、戦争が終つて十数年もたつてから出してゐるということは、きわめて不合理です。政府は、こういう問題に対して、基本的にはどういふふうに考えておるか、この点は一つ大臣に聞きたいのですが、今山中政務次官がおられるから、山中政務次官に聞きたい。特にこの問題は、私がこの前も申し上げましたように、スキヤップンの七四四三のAというものを根拠として、こういう処理の態勢が出てきたものでございいますから、その他のものに對して何らの根拠がないという理由で放置しておくと、こういうことではないと思ひます。山中政務次官は非常に公平な立場で物事を考えられるのだが、こういうような不公平な立場をあえてここで戦後十数年たつた後にやらなければならぬ理由はどこにあるのか、またそういう問題を政府はどういふふうに考えているかというのを、率直に意見を聞きたいし、また、そういうような戦争中強制供出をされた者に對して、これを全く放置しておくという考え方でおられるのかどうか、そういう問題を一つ明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○山中政務委員 この問題は、法案をいたしましてまたたび国会で審議をされておりますし、以前におきましても隠匿物資もしくは行政監察等において種々議論がなされてきたところでありまして、その間において、石野委員の言われますような見解は与野党を問わず述べられ、しかもまた、それらの見解からいたしますと、終戦直後の接収時のどさくさ、もしくは管理のどさくさ等によりまして、種々の好ましくない疑い等もあつたわけでありまして。しかしながら、それらはいずれも事実をはつきりせしめることが、国会の特別委員会等においてもできませんで、結局そういう問題と切り離しまして、実際に証拠書類等によりまして歸属の明らかなるものは、先ほど来局長の申しておられますような憲法の立場に立つて、この際処分を明らかにしようといふことであります。それらのいきさつから考えまして、参議院におきまして先般接収貴金屬の処分に伴ひまして附帯決議がなされております。それは接収貴金屬等の処分に伴ひ純収入のうち交易營団等が戦時中に回収した貴金屬等の処分収入については、戦争犠牲者に対する援護等の経費に充てよう政府において措置することと。

右決議する。

といふことになつておりますので、せめてそういう決議の趣旨に沿うことによりまして、この不幸なできごとの処理をおさめていきたいと考えております。

○久保田(鶴)委員 ちよつと今の石野委員の質問の中で、一年以内に届け出たもの、出なかつたものということが誤解されているようにございいますが、一年以内に届け出た人は一人もなかつた、従つてこれは全部国に没収すべきである、こういう意味のことを、私は言葉が足りませんでしたから、つけ加えておきたいと思ひます。

○石野委員 今政務次官からの御答弁がありました中に、とにかく当時強制供出をしたようなものは援護事業等に使うのだということで一応処理しておるから、こういうことであります。それは当時われわれがそういうふうにするべきだといふことを要請したわけですが、私の聞きたいのは、この接収貴金屬の問題は、スキヤップンによつて返せという指令通達があつた、それで日本憲法の私有権に基いてこれを返すのだといふことになつてゐるわけですが、その中には、当時戦争中に強制供出をいられてまじめに供出した人、それからふまじめな立場でこれを供出した者、それからこの接収貴金屬の対象になつて出てきてゐるものが多分にあるわけですが、作業上当然所有しなればならなかつたものと、そうでない、個人において誠意をもつて供出した、現在個人の立場とすれば当然にそれらものは所有するべきものではなかつたと思はれるようなものが所有されてゐるわけですが、そういう問題について不公平な問題を、それじや政府はどういふようにお考えになつておりますか。そういう問題は不問に付するといふ考え方でございませうか。

○山中政務委員 政府の立場は先ほど申しました通りであります。個人あるいは法人にいたしましても、戦争中に、その当時の社会環境によりまして、あるいは国家意識等の高揚されてゐるときでありますから、自発的に国民のほとんど全部が協力いたしました中で、自分だけが非協力であつたために、すなわち戦争に協力しないために

隠匿して持つておつたものであるか、もしくは昭和二十五年あたりまで引き續き行われました接収の期間等から顧みましても、医師等の歯科技工のために、もしくはその他の職種のために自分を持つていたものであるか等の判断とした証拠が実はないわけでありまして、そこらの点につきましては、打ち切りという気持ではありませんが、何分にも証拠を明らかにする方法がありませんので、やむを得ないことだと思つております。

○石野委員 私はこれはあまりしつこくは聞きたくないのですが、しかしまじめな者がばかを見て、ふまじめな者が非常に有利な立場になるといふことは、許さるべきことではないと思ひます。政治の立場からいふと、そういうことは許してはならないと思ひます。戦争が終つて後こういう接収が行われるまでのごく数年の間に、今日返還されるべきものとして、個人の場合には、最高位に属する人は約一億数千万のものを返還されることになるのでございませうが、この数年の間に、どうして戦後にそういうものを確保したかどうか。もちろんこれは戦後に確保したものでなく、戦争中に保持しておつたものだと思ひます。その人はどういふ事業をやつておつて、当時供出したものでないような状態のもとに所有しておつたのかどうかかわりませんけれども、少くとも、私が見るところでは、きわめてふまじめな立場でそういうものを保有しておつたと思ひます。こういう人々に対して、私は戦争に協力しなかつたからどうかという意味で言うのではありません。そうではなくて、国の要請に對してきわめてふまじめな態度をとつてこういう保有をしておつたといふことに對しては、私たちも——今回の場合、接収貴金屬の問題の出でた根拠といふものは、戦争を通じて出てきたことですから、戦争を通じて出てきた行為の跡始末でございませうから、これは占領軍が接収したか、あるいは戦争中に政府が供出を強制したかといふ問題にかんにかかわらず、戦争行為の結果として出てきた一連の事件である、こういうふうに私たちは見てゐるわけですが、そういう一連の事件を一方においては全く放置される形で、もう一方は得ないのだという形で、片方は憲法に私有権の条があるからこれを尊重しなければならぬといふので、しかもこの人々を非常に尊重する立場でこの法案を出そうとしておる。そして、私たちが今つづきに考えてみますと、こういう返還を受ける人々は、戦後において非常に生活が困窮している人々ではないのです。むしろこういう人々には正常以上の生活をしてゐる人々になるわけでありまして、供出したしまつてそれに対する代償を得られないような人々は、今日では生活が非常に苦しい人々です。だから、戦争中における非常に不公平な態度が出ておる者を、むしろ政府や国会が守つてやるという立場が出てきて、これは非常に奇妙な形になつてゐると思ひます。政治の公明さが失われる形になつてゐるのです。このいふ問題については、政府なりあるいはその関係の諸君は、まじめな態度でこれを見なければいけません。私に、そういう立場で、政府にそういうものをどういふように考えるかといふことをお聞きし

たわけです。山中政務次官の、そういう問題に対するまじめな所見を承わつておきたいと思います。

○山中政府委員　私も、行政監察委員として、先ほどの久保田委員その他と一緒に、同じような角度から追及をして参つた立場にあつたものであります。石野委員の表現するところによると、大体は協力しなかつた者が持つていたんだということでありますが、実はそれが進駐軍の手によつて接収された経緯等もありまして、どうしてもはつきりとさせることができない。従つて、今後に残された問題は、審議会等を設けて、今これらの人々の申請を一応受け付けておるだけでありますから、果してそれが真実に証拠、証拠その他によつて裏づけされるものかどうか、そこらの点をより慎重に運営していく以外にはなからう、かように考えております。

○石野委員 これは考え方の問題でありますから、もしこういふような考え方が普遍化していきますと、ますます政府に対する国民の信頼が失われてくると思ふので、国会としてはよほど注意して論議しなければならぬ問題だと思ひます。先般の参議院のこの法案審議の過程で、政府の提案しました納付金の問題についての比率の改正が行われております。この比率の改正が行われますと、あした二〇%というもので、いわゆる納付金を取りました場合、全体として返還を受ける人は、返還されるべきものについてどれだけ税を納めることになるか。それを一つ各税たとえば所得税とか法人税あるいはその他のいろいろな問題について、どの程度の比率でどういふふうになつてい

くかということを、個人と法人の両方についてこの際お話しを願いたいと思います。

○池中说明員　まず法人から計算したところを申し上げてみたいと思います。ただ、お断わりしておきたいと思いますが、これは、個人の場合におきますと累進税率になっておりますので、非常にここが異なりますし、法人の方は累進が一段階でございますので、大体同じでございます。

税が七万八千円、住民税が六万円ということになります。それで計算をしていきますと、手取額が五〇・八%ということになります。

二割の納付金は見ておりますけれども、この現物が返りましたときには経費には見ないわけですが、売りましたときには経費に見ますので、その二割は売却したときには経費として落ちるわけでございます。法人や個人が現物を返してもらったときに、二割の納付金を納めましても、それは経費に見ないで、取得価格に加算するだけであります。従つて損益に關係ございません。しかしながら、これを売りましたときは、それだけ取得価格がふえておるものですから、経費に落ちるわけでございます。ですから二十万というのは経費に落して計算してあるわけですよ。

それから一億六千万円の一番大きなのでいきますと、所得税が八千六百五十一万三千円、事業税が一千六十万三千円、住民税が二千四百二十二万四千円ということになります。手取りが六・七％ということになります。ただこれは一度に売ったときの計算で出しておりますけれども、返還するのに特定物、不特定物で全部は一度に出ませんし、その人の都合で売る時期なり数量が違ふことになりますので、実際にかかる税金はどれだけかということとは、具体的な事例によらなければわかりぬわけでございますが、かりに一億六千万の人が一度にその物を売ったと仮定しますと、こういう結果になるわけでございます。

○石野委員　そうしますと、法人の場合、二〇%の納付金を納めて、その

他の税を全部差し引いた残りが、一億円の場合であれば三九％であり、百万円の場合では四・三％になる、こういうことではないですか。

○池中説明員 一億円の場合は三五%
手取りがあるということでございます。
す。

○石野委員 この法律が施行されましたから、先ほど審議会を設けて審議をするということですが、今度この法律ができます場合に、現在四十億円の金に対して、これからあと、たとえばおれもこうだったんだというよりなことでも要請があつたりしました場合、それはどういふうに取り扱いますか。

○賀屋政府委員　先ほど来申し上げておられますように、四十四億といえます数字は、昭和二十七年の接收貴金属等の数量等の報告に關する法律によつて提出されました報告を基礎として推定を加えた数字でございます。今回この法案が成立いたしました場合には、あら

ためて返還請求というのをを出していた
 だくことになるわけでございますが、
 それが前に出されました報告と必ずし
 もそっくりそのまま出されるとは限ら
 ないわけでございますので、前に報告
 しなかった方々が返還請求を出される
 というケースもあろうかと思いたす
 が、その返還請求には必要な証拠書類
 をつけて出していただくことになって
 おりますので、でたらめな返還請求を
 出されましても、当然はつきりいたす
 わけでございます。また、政府の方に
 おきまして、連合国占領軍が管理中
 からのCPCの記録もかなり精細に記
 録されておりますので、それとの照合
 等をいたしますれば、はつきりしてく

問題だと思ひます。これはいずれも審議会にかけて決定するというふうにいたしております。

○早川委員長　石野君に申し上げますが、理事会のお約束の採決の時間が大体一時という予定になっておりますが、久保田君からも御質疑があることになっておりますので、その点お含みの上、一つお願いいたします。

○石野委員 先ほど、民間に返還する金が四千四億で、全体として政府が所有しておるところのいわゆる接収資金風というものは六百七十四億と言われておりましたが、これらのものを含めて、今政府が所有しているのは日銀が所有しておる金というものは、今どのくらいあるのですか。

○賀屋政府委員 お尋ねは、接収と関係なしに、政府が持つております金あるいは日本銀行が持つております金全体の数量でございますか。それでございますれば、関係部局が違いますから、その方から答弁をいたします。

○酒井政府委員　政府と日銀が持つております、いわゆる中央準備といつておりますが、そういう金について申し上げますと、二一・三トン、これを時価に直しますと二千四百万ドルばかりになつております。これは貴金屬特別会社に属しておる金でございます。それから日本銀行といたしましては八四・二トンということでございます。それから、そのほかに、接収貴金屬の金が八五トンございますが、これは解価をいたしております。今申し上げました八四・二トンというのは、日銀が海外寄託金ということで準備のために買いましたものであります。金額にいたしますと大体九千四百七十四万

ドル。そのほかに、日銀の勘定といったしましては、証書分というものが四十四トン入っております。これはすでにお話があったと思いますが、戦時中に北支において綿糸布を買いという事で日本銀行が正金銀行に売り、そうしてそれを現送した金でございまして、この金については後日政府の方で処置をして日本銀行に返してやるという約束になっております。これが証書分といつて金に整理されてございまして、現物はございせん。そういたしますと、日本銀行の合計が二百十四トン、これは証書分を含んでございまして、そのうちの四十四トンは現物がございせんという数字でございまして。

○石野委員 今度接収貴金属の返還に關する法律がございまして、その中から政府に帰属するようなもの、あるいは日銀等に入るようなものを含めると、どの程度ふえますか。

○酒井政府委員 日本銀行の接収貴金属は今申し上げましたように八十五トンでございます。それから、貴金属特別会計の分のうち、接収関係が解除されて、これは政府に帰属すべきものであるという、はっきりした結論が出ました場合には、約七トンの別に接収貴金属の方から貴金属特別会計に入ってくるわけでありまして。

○石野委員 いろいろ質問したい点はございまして、とにかく政府のこの接収貴金属に対する考え方の基本的な点で、どうも問題の考え方に片寄った考え方があるというふうに思っています。そういう観点からいたしますと、問題はもう並行線になっておりまして、質問をしても答えが同じことになってくるので、私の質問は接収貴金属についてこれで終ります。

○早川委員長 久保田委員。

○久保田委員 政務次官にお伺いしますが、接収貴金属に對しまして、返還する人たちのことなのですが、これは今申請受付中と先ほどお答えになりましたが、これに間違いございせんか。

○山中政府委員 先ほど来貴屋局長が答弁いたしておりますように、法律に基いて報告を取っておるものでありまして、これから法律がもし両院において可決成立をいたしますならば、審議會においてあらためて具体的な書類等を整へさせて、申請を受け付けるわけにございまして。

○久保田委員 そうではなしに、今申請を受付中だとあなたが答へになつたのですが、受付中ですか。それをお伺いいたします。

○山中政府委員 申請中という言葉を使ったかもしませんが、しかし、實際は、局長が申し上げております通り、法律に基いて報告を取った数字であるということと申し上げたので、今受付中だということは申し上げていないと思ひます。

○久保田委員 それは速記録を調べればよくわかるのですが、先ほど石野君が私の質問に對して十分のみ込めなかつた關係が、あるいは私の言葉の足りなかつた点もあつたか、戦争が済んで一年以内に申請した者には返す。その後申請した人には返さない。これがそのときにはなかつたのです。そのようになことで私がいろいろ伺つて、それに対して石野君が問われたが、あなたの答へは、今申請中である、こう申

された。うまくあなたは逃げられたが、それは速記録をお読みになればそれに間違いなし。そういうことでありますから、今申請するならばこれは返してもらへる、こういうことで有力な自

民党の代議士さんの方にいろいろ運動している。私は、そういうような意味合いから、この問題を次々と質問をして参りますと切りがございせん。いろいろ時間の關係等もございまして、あまり申しませんが、實際は局長にしたつてわかつていないのです。だから、資料によつてこれは間違いございせん、あなた方はそう申さなければならぬから申している。ところが、これは全くでたらめな資料に基いて作られたものであります。ですから、こういうものには私は賛成できません。いろいろ質問もございまして、同僚議員もいたしておりますから、自民党の諸君も賛成して下さい。これは大がいにしまして。

○早川委員長 ただいま議題となつております接収貴金属等の處理に關する法律案に對しまして、平岡忠次郎君外十三名より修正案が提出されております。この際提出者の趣旨説明を求めます。平岡忠次郎君。

接収貴金属等の處理に關する法律案に對する修正案
接収貴金属等の處理に關する法律案の一部を次のように修正する。
第十六条第一項中「百分の二十」を「百分の五十」に改める。

○平岡委員 ただいま議題となりまし

た接収貴金属等の處理に關する法律案に對する修正案について、提案の理由を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付されておりますので、朗読は省略いたします。

修正の理由を申し上げます。本案は、接収貴金属の返還につきまして、戦時中半ば強制的に貴金属を供出した者との間の均衡を考へるときに、国民感情がこれを納得しなかつたため、過去数国会にわたつて審議未了となつたものであります。他面、憲法上の財産権尊重の建前から、もとの所有者に返還することはやむを得ない措置であります。この二面を彼此勘案いたしまして、ここに納付金を百分の二十から百分の五十に改めることが、やがて税金等を含め總額の八割方が國に取納されますので、本修正案を提出する次第です。

○早川委員長 これにて各案に對する質疑は終了いたします。

続いて、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案、接収貴金属等の處理に關する法律案、及び接収貴金属等の處理に關する法律案に對する修正案の三案を一括して討論に入ります。

石野久男君。

○石野委員 今議題に付せられました二つの法案の原案に對して反對、修正案に對して賛成の討論をいたします。接収貴金属等の處理に關する法律案は、國會におきまして數回審議未了の形で流されてきたのであります。その理由は、當時戦争中國民が愛國の至情に燃えて貴金属を積極的に國のため供

出しました。そういう人々は、ほとんど今日の段階では、これを買戻すことも、あるいはそれに對して何らの処置を受けることもできないのであります。しかし、戦争中供出したなかつた諸君が、戦後において占領軍が日本に進駐して、その占領軍のもとにそれらのものを接収された。その接収されたものを今ここで返してやるということな

んです。しかもまた、私どもの見解によりますと、当時占領軍が日本の政府に對して出されたスキヤピン七四四三のAによりまして、「貴省は平和条約發行後裁判により確定された私人の利益を調査し補償する計画及び私人所有の財産であることが判明した個々の物件を返還する計画を立てることを認められる」、こういうふうに指示したあとにさらに、「貴省はさらに平和条約の効力に伴つて起つてくるであろうすべての関連事項の處理のために必要な準備をすることを認められる」、こういうふうにあるのであります。これの理解の仕方はいろいろありますけれども、私どもの理解する限りにおいては、平和条約の効力に伴つて起つてくるであろう関連事項の處理のための処置は、当然この接収貴金属の処置と同時に取り上げられるべき筈合いのものであらうと思つております。その建前からいたしますと、当時戦争中に積極的に國に協力し、愛國の至情に燃えて自分の財貨をなげうつてまで國に協力をした人々に對するそれらの処置といふものは、全然考慮されなかつたことが明確になつてくるのでございまして、この点からいいますと、このスキヤピンの解釈の仕方についてはわれわれ疑義があります。

それと同時に、私どもは、ただスキャピンだけの問題でなく、戦争の周囲のいろいろな行為に対して国民が積極的に協力した者に対して何一つとしてあたたかい処置がなされないで、むしろ戦争の周囲供出をしながらという者に対して、人によれば一億円以上のものがここで返つてくるというような状態であります。こういうことは、とうてい国民感情的にいつてわれわれは忍び得られるものではないと考えます。私たちは、そういう建前からだけでも、この法案を認めることはできないのでございますが、たまたまこれらの返還されるべき法人、個人、特に法人等を見ます場合、返還を受けるべき会社の第二十位までの多くのものは、戦争中国の管理工場または監督工場等に属した工場であると理解されます。従つて、そういうようなところには、相当程度当時戦争中に国民が協力し供出した貴金屬等がその中に入つていだろうと思ふのでございます。もちろん経理監督上の立場から明確に国民に所属するものと、それから所屬しないものとのなにはありませんけれども、今日このいわゆる返還されるべき貴金屬の中に、そうした当時の国民が至情を持って供出した貴金屬が、延べ棒になつたりなんかして、素材あるいは原材料として、それらのものに安い値段で払い下げをされておつたものと理解されるものが多いのでございます。そういういたしますと、当時国民は国のためだといつて供出したものが、その当時の軍関係の諸君には、非常に安い値段、ただみないな値段で帳簿上の処理は形式だけで払い下げられておつた、そういう現物が今日非常に高価な形で

返つてくるということは、きわめて不合理であり、不当所得をここでわれわれはむしろ国会の決議によつて認めてやるというやうな結果が出てくるのであつて、こういう点からいいますと、実にこれは不公平きわまるものでありまして、私どもとしてはとうてい容認することができないのであります。また、こういうやうな貴金屬を返すことによつて、それらのものに対する国民の政治に対する不信の問題を一面考へてみますと、これは実におそるべきものがあると思ひます。まじめに國のために協力する者がいつもばかを見る、そして非常にふまじめでずる賢くやつてゐる者がもうけ、かつ有利になるといふことで、これは戦後非常に常識化されておりますが、そのことをこの接収貴金屬等の処理に関する法律を通過させることによつてわれわれ国会が容認するがとき、裏打ちするがとき立法行為をするといふことになつて参りますので、われわれとしては、国民に対してきわめて気の進まないやうなものが出てくるわけでございます。

社会党は、こういうやうなものの考へ方に立ちますと、接収貴金屬の処理につきましても、あくまでも本来的にはやはり國がこれを接収すべきである、そして、それらのものは、やはり戦争のために今日非常に苦しんでゐる諸君、そういう人々のためにこれを使つべきであるといふことを強く主張して参つたのでございますが、しかし、私どもは、この接収貴金屬等に関する問題に關連して、憲法上の私有権等の問題を尊重しなければならぬといふやうな理由を一面に考へるといたしましても、それはやはり多く形式的に考へて、むしろ戦争行為の中で出てきた強制供出の問題と、それらの供出をしなかつた者が戦後接収されたという貴金屬との関連性の問題において、たゞ形式的にそれを一応認めておくべきである、そして多くのものをやはり國に帰属され、それを戦争による犠牲者のために使つべきであるといふことが筋であると思ひます。そういうやうな建前からいまして、参議院におきましても、わが党の議員は積極的にそれに対する意見を開陳しておつたやうでございますが、われわれは、本委員会におきましても、そういう趣旨を含めて、ただいま平岡委員から修正提案のありましたやうに、納付金の比率を五〇％に引き上げることによつて、実質的にはその人々に対してできる限りその返還といふものが少なくなつていく、そして実際には、当時強制供出をさせられた人々との均衡のとれるやうな形で、戦争の中で受けた多くの人々の私有権に対する非情な無情な政府の態度をそこでは正していこう、こういうやうな考へ方をしたいと考へてゐるわけでございます。そのゆゑに、私たちは、接収貴金屬に對しましては、原案の政府提案に對しましては反對いたします。

賛成していただくやうに切にお願いしたいのでございます。また、國際通貨基金關係の問題については、この立法の趣旨が主としてIMFの増資であるいは世銀の増資に對しての処置でございますので、それらの点についてはわれわれは決して拒むものではないと思ひます。しかし、本委員会にかけられております接収貴金屬を一応評価がえして、その金を出資に引き当てるというやり方については、接収貴金屬の処理が判明しないとき、政府が國の立場におけるものだけをそういうことで処理し、個人に對する問題を不明確なままに処置すること、は、われわれは反對である。そういう立場から、この法案における処理の仕方については反對でございます。以上三つの案につきましても、原案二つに對しては反對し、修正部分については賛成の意見を開陳いたしました。

○早川委員長 足立篤郎君
○足立委員 私は、この際、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました接収貴金屬等の処理に關する法律案原案に對しまして、賛成の討論を行います。同時に、社会党提案の修正案に對しまして、反對をいたすものでございます。

時間がございませんので、きわめて簡単に結論だけ申し上げたいと存じますが、ただいま石野委員の社会党を代表しての討論を拝聴いたしました。非常にまじめな御議論でありまして、傾聴すべき点が多々あることを私も認めます。しかしながら、私どもとしては、この法案にもはつきりいたしております通り、新憲法下におきましての私有権の尊重という点をどこまでも守らなければならぬといふ考へ方から、從來幾多の歳月を経て問題になつて参りましたこの法案を、この際片をつけたいという考へ方でございます。もちろん今石野さんの言われたやうないろいろな問題が伴つて参りますので、この法案が通過いたしました際におきましては、政府におきましても慎重に取り扱ひまして、万遺憾なきを期していただきたいと考へる次第でございます。

特に、本日の最終質疑の段階におきましてもやはり石野委員から御質問のありました点、特にこの法案に盛り込まれておらず二十条の規定の適用を受けるとか受けないかといふ点につきましても、これはよほど慎重にしかも勇氣を持ってやつていただきたい。今日におきましては、当時の日本軍の書類等は、おそろく残つておらぬと思ひます。従つて、証憑書類によつてのみこれを断ずるといふことは、正しいことには違ひありませんけれども、その形式的なやり方の陰に隠れて、はつきり申し上げれば、戦争中に軍から二束三文でもらつた、言いかえれば国民が供出した貴重な貴金屬を二束三文でもらつておつた。これは確かに所有権は形式的には移つてゐるわけではあります。二十条の規定は、これを除外して、國の所有に帰するといふことに相なつておりますから、これがおそろく混合し合つて参ると思ふのであります。その場合の処理につきましても、審議會で權威を持ちました勇氣を持つてさばいていただかなければ、私はこの法案の処理に當つて間違ひを起すのではないかと、いふ点を憂慮いたすのでございます。

この点は、本来ならば附帯決議等で明らかにすべきであります。私は、自民党を代表して、特に政府に、この法案通過後における審議会の運営について慎重を期すると同時に、この辺の主張は私は正しい主張だと思ひますから、勇気を持って処理に当られんことを希望としてつけ加えておく次第であります。

○早川委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決に入ります。
まず、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早川委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

次に、接収貴金属等の処理に関する法律案及び同案に対する修正案を一括して採決いたします。

まず、修正案について採決いたします。本修正案を可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早川委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

続いて原案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早川委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

次に、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案に対ししては、討論の申し出がありません。

で、直ちに採決に入ることといたします。

採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早川委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま可決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成並びに提出等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

なお、この際お諮りいたしますが、去る二日懇談会を開き、接収貴金属等の処理に関する法律案につきまして協議懇談をいたしましたのでありますが、当日の懇談の内容につきましては、種々参考になることとあると存じますので、速記録を印刷して委員各位に配付いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに取り計らいます。

本日はこの程度にとどめ、次会は追つて公報をもつて御通知することとし、これにて散会いたします。

午後一時十分散会

〔参照〕

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の

一部を改正する法律案（内閣提出第一八一号）に関する報告書

接収貴金属等の処理に関する法律案（内閣提出第二五号）に関する報告書
賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八〇号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員会議録第二号中正誤

ベシ段 行 誤 正

一三 元 十三名 十二名

三四 五十三名 十二名

大蔵委員会議録第七号中正誤

ベシ段 行 誤 正

一二 五町村金五君 薄田美朝君 外一名

大蔵委員会議録第九号中正誤

ベシ段 行 誤 正

一二 六二十七名 二十六名

二二 八二十七名 二十六名

三三 二十二名 二十六名

昭和三十四年四月十一日印刷

昭和三十四年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局